



2026年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐 正吾
(TEL. 047-485-1107)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付けの当社取締役会決議において、株式分割（以下「本株式分割」といいます。）及び本株式分割に伴う定款の一部変更について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式分割の目的

本株式分割は、当社が2026年1月15日付けで共同協調行為を認定した株主グループが信用取引により当社株式を信用買いの買い建玉の形で実質的に保有を継続し、場合によっては、買増しも行っている可能性があることと推察されることから、これらの株主グループが実質的に保有する当社株式に係る議決権割合を明らかにすることを主な目的として実施するものです。また、あわせて、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることも目的としております。以下、その背景及び理由について説明いたします。

当社は、2022年10月24日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、当該方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入することを決議し、2022年11月24日開催の第38期定時株主総会において承認を受けておりましたところ、当該対応策は、2025年10月17日開催の取締役会において所要の変更を行った上で更新する旨決議され、当該更新は、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会において承認されております（かかる更新後の対応策を以下「本対応方針」といいます。）。

その後、当社は、2026年1月16日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応策）に関する共同協調行為の認定についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、同月15日開催の当社取締役会において、当社独立委員会による勧告を踏まえて、MTM

Capital 株式会社（以下「MTM」といいます。）、合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）、バイオセラミック株式会社（以下「バイオセラミック」といいます。）、合同会社 Happy horse（以下「Happy horse」といいます。）、KING 有限責任事業組合（以下「KING」といいます。）、静岡エネルギー株式会社（以下「静岡エネルギー」といいます。）、株式会社日本シーサプライ（以下「日本シーサプライ」といいます。）、中谷正和氏（以下「中谷氏」といいます。）、野本豊氏（以下「野本氏」といいます。）及び鈴木祥元氏（以下「鈴木氏」といいます。）（MTM、YN 企画、バイオセラミック、Happy horse、KING、静岡エネルギー、日本シーサプライ、中谷氏、野本氏及び鈴木氏を総称して以下「認定対象株主」といいます。）の間に「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」に該当する行為が行われていると判断いたしました。

もともと、2025年8月31日時点の株主名簿によれば、認定対象株主の保有株式数は合計1,135,200株（議決権比率30.3%）であったものの、その後、振替口座簿上、認定対象株主名義の保有が確認できる当社の株式数の合計が急激に減少し、同年10月31日時点の株主名簿においては、合計41,300株（議決権比率1.1%）となり、2026年2月13日時点の株主名簿上は、30,000株（議決権比率0.39%）まで減少しております。このような推移について、当社は、認定対象株主が、本対応方針に基づく対抗措置の発動を回避すべく、自己名義で直接に当社株式を所有することを避けつつ、当社株式を信用買いの買い建玉の形で実質的に保有している可能性があるかと推察しております。

すなわち、MTM、バイオセラミック、Happy horse、KING、静岡エネルギー、日本シーサプライ、中谷氏、野本氏及び鈴木氏は、2025年10月20日から同月24日までの僅かな期間に、振替口座簿上、各自の保有に係る当社株式の全部（合計1,093,900株）を一斉に処分しているところ、同時期（同月21日から同月31日までの間）に、信用買いに係る建玉相当分と認められる日本証券金融株式会社名義の当社株式が、これとほぼ同量の1,166,100株（2025年10月31日時点の発行済株式総数の31.2%に相当）増加しています。また、2026年4月22日付けでMTMが提出した当社株式に係る「大量保有報告書」や同月24日付けでYN企画が提出した当社株式に係る「変更報告書」には、MTM及びYN企画はその保有する全ての当社株式を「信用取引にて保有」している旨が開示されております。そして、前述のとおり、認定対象株主が各自の名義で保有する当社株式の合計は、2025年8月31日時点の株主名簿では合計1,135,200株であったところ、2026年2月13日時点の株主名簿では合計30,000株まで大幅に減少している一方で、株主名簿上、日本証券金融株式会社名義及び証券会社名義で保有されている当社株式の数は、2025年8月31日時点で合計74,512株であったところ、2026年2月13日時点では合計3,271,316株になるなど大幅に増加しております。

以上のような取引状況・保有株式数の推移及びその時期からは、2026年1月15日開催の当社取締役会による当社独立委員会の勧告を踏まえた共同協調行為の認定を受け、認定対

象株主が、本対応方針に基づく対抗措置の発動を回避すべく、自己名義で直接に当社株式を所有することを避けつつ、当社株式を信用買いの買い建玉の形で実質的に保有を継続し、場合によっては、買増しも行っている可能性があるかと推察されます。

本株式分割は、このような当社株式を信用取引において保有している認定対象株主に現引きを促す効果を有するものであり（※）、認定対象株主が実質的に所有している当社株式に係る議決権割合（本対応方針Ⅲ.3.(1)(a)①に定義される議決権割合をいいます。以下同じです。）を明らかにすることを主な目的として実施するものです。また、あわせて、本株式分割は、当社株式の流動性向上を図るとともに、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より多くの投資家の皆様に投資しやすい環境を整え、投資家層の一層の拡大を目指すという副次的な効果も有するものです。

※ 株式分割比率を非整数倍とする株式分割において、いわゆる制度信用取引では、経済的な損失は生じないよう権利処理により金銭的な調整等が行われるものの、信用買いに係る買い建玉を保有する投資家が本株式分割が実施されても分割比率に応じた買建て玉の株数の増加を受けることができません。一般信用取引であってもその取引を行っている証券会社の扱いによっては、上記制度信用取引と同様の取扱いになることがあります。このため、当社株式を信用取引において保有している認定対象株主が分割比率に応じた株数の増加を受けるためには、株式分割の基準日までに現引きを行って現物株式を取得する必要があります。

なお、本株式分割により認定対象株主を含む信用買いの買い建玉を保有している投資家の皆様において、基準日までに現引きを行わなかった場合であっても、権利処理により金銭的な調整等が行われる結果として投資家の皆様に実質的な損害を生かせるものではないことから、当社としては、このような目的で本株式分割を実施することは正当であると考えております。

また、本株式分割の効力発生後、認定対象株主の有する議決権割合が20%以上であることが判明した場合には、当社は、認定対象株主に対して本対応方針に基づく対抗措置を発動することを検討しております。

2. 本株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2026年6月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき1.8株の割合をもって分割いたします。

なお、分割の結果1株に満たない端数が生じるときは、その端数の合計数に相当する数の株式を売却し、又は当社がその全部又は一部を買い取るものとし、その売却代金又は買取代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて交付します。

(2) 本株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,420,728株
今回の分割により増加する株式数	6,736,582株
株式分割後の発行済株式総数	15,157,310株
株式分割後の発行可能株式総数	28,800,000株

※上記の発行済株式総数は2026年5月28日現在の情報に基づいておりますが、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

(3) 本株式分割の日程

- ①取締役会決議日：2026年5月29日（本日）
- ②基準日設定公告日：2026年5月29日（予定）
- ③基準日：2026年6月25日（予定）
- ④効力発生日：2026年6月26日（予定）

3. 本株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

本株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年6月26日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28,800,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

- ①取締役会決議日：2026年5月29日（本日）
- ②効力発生日：2026年6月26日（予定）

4. 資本金及び新株予約権

(1) 資本金の額の変更

本株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

本株式分割に伴い、2026年6月26日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たり行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第6回新株予約権	186円	104円
第8回新株予約権	184円	103円
第9回新株予約権	192円	107円
第10回新株予約権	401円	223円
第11回新株予約権(注)	261円	145円

(注) 第11回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日(同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。))がない場合には、その直前の終値のある取引日)における終値の90%に相当する金額(1円未満を切り上げます。)に修正されます。

調整前及び調整後の行使価額は、本日時点における有効な行使価額を前提として記載しておりますが、調整の効力発生日である2026年6月26日までの間に修正日が到来した場合には、行使価額は修正される可能性があります。

5. 単元未満株式の取扱い

本株式分割後の100株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式につきましては、金融商品取引所市場において売買することができず、また、株主総会における議決権はありません。

なお、単元未満株式につきましても、引き続き保有いただくこと及び配当金をお受け取りいただくことが可能です。また、当社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取請求制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主様が、その保有する単元未満株式を当社に対して買い取るよう請求することができる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社へお問い合わせください。なお、特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関へお問い合わせくだ

さい。また、単元未満株式をご所有でない株主様につきましては、特段のお手続きは必要ありません。

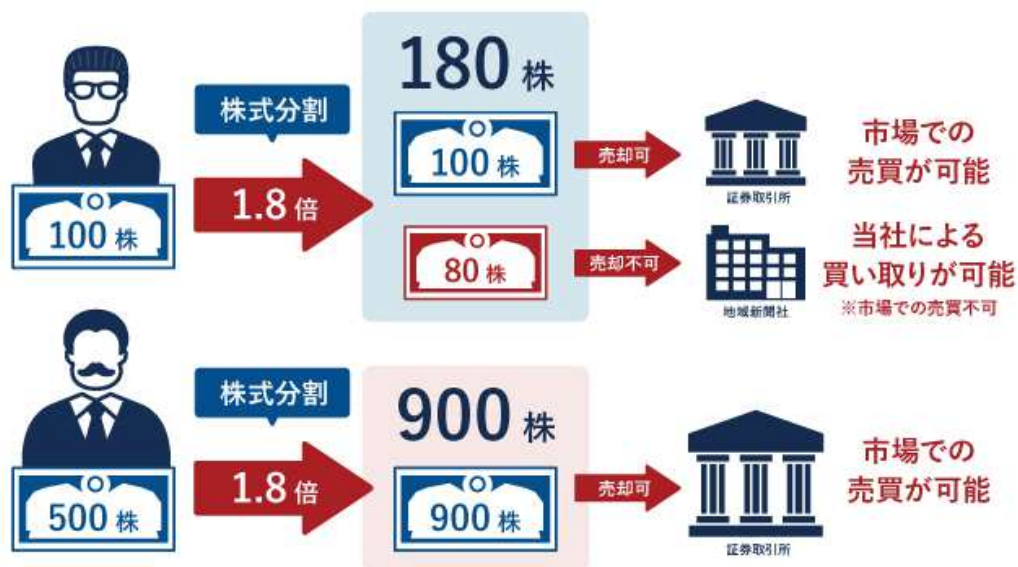
6. 株主優待制度について

本株式分割に伴う株主優待制度の基準変更はありません。従来どおり、「100～999 株」及び「1,000 株以上」を対象基準としており、本株式分割後は、分割後の保有株式数に応じて株主優待制度を適用いたします。

※株式分割シミュレーションについて

本株式分割に伴う株式数の増加イメージは以下のとおりです。

株式分割シミュレーション



株主様保有株数	増加分	新株割当後保有株式
100株	80株	180株
200株	160株	360株
300株	240株	540株
400株	320株	720株
500株	400株	900株

※赤字で表示した株式数は単元未満株式（100株未満）です。単元未満株式は金融商品取引所市場において売買することはできませんが、会社法第192条第1項に基づく買取請求制度をご利用いただけます。

以上